



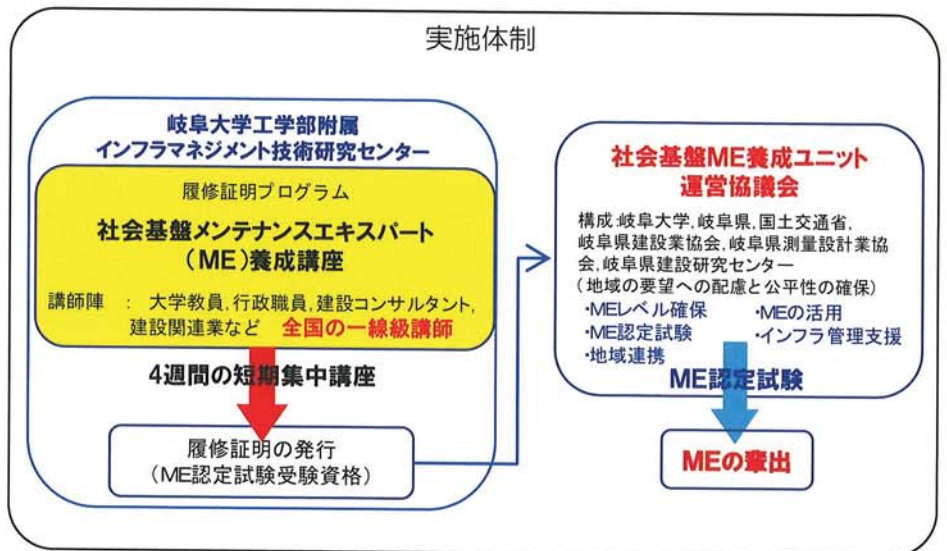
# 「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME) 養成講座」 2019年度前期講座 (第21期) ・後期講座 (第22期) 受講者募集のご案内

## 社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座について

岐阜大学では、行政と業界双方の技術力を向上させること目的として、岐阜県と協働で、共通の高度な知識を持った総合技術者を養成することを目的とした「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME) 養成ユニット」を平成20年度より運用しています。社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットでは、平成31年1月現在養成講座を修了したのちにMEとして認定された技術者は473名にのぼります。また、平成26年度からは岐阜大学大学院履修証明プログラム\*として養成講座を実施し、さらに、長崎大学、愛媛大学、長岡技術科学大学、山口大学、舞鶴工業高等専門学校と連携し、社会基盤維持管理のための人材育成の全国展開を図っています。

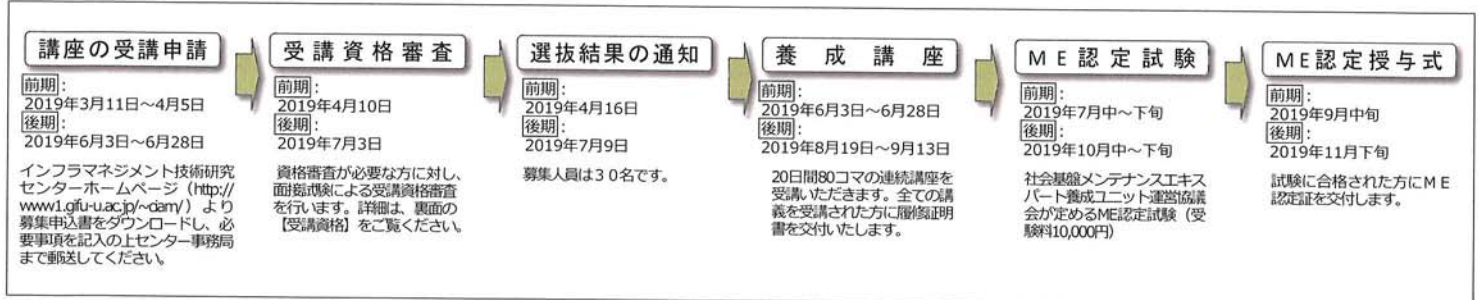
ME養成講座は、アセットマネジメントを効率的に行うための知識を習得するための座学 (アセットマネジメント基礎科目)、ライフサイクルコストの最小化、品質管理や工程管理などの実務的な知識を習得するための演習 (社会基盤設計実務演習)、フィールドで維持管理や防災業務の能力を向上させる実習 (点検・維持管理実習) で構成されています。実務に即した講義を実現し最新技術の講義への活用を図るために、現職の大学教員だけでなく、岐阜県、国土交通省、土木研究所および関連企業をはじめとした全国の一線級の技術者を講師に迎え、ME養成ユニットの運営を行っています。

**\*履修証明プログラムとは：**平成19年の学校教育法の改正により、通常の学生を対象とする学位プログラムに加え、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム (履修証明プログラム) を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できるようになりました。ME養成講座は、この履修証明プログラムとして実施されます。



## 2019年度前期・後期社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座の概要

防災・維持管理に主体的に携わった経験を持つ自治体職員および業界技術者を対象とし、短期集中 (実質20日程度) カリキュラムの講義を開講しています。募集人数は30名です。20日間で80コマの短期集中カリキュラムによって、効率的に高度な知識を持った総合技術者の養成を行っています。2019年度前期・後期の養成講座のスケジュールは次のように予定されています。受講料は25万円です。また、全国土木施工管理技士会CPDS対象講習会と認定されます。全ての講義を受講した方に履修証明書を交付いたします。この履修証明をもつ方にME認定試験の受験資格があります。



**受講申請期間：前期 2019年3月11日(月)~4月5日(金)  
後期 2019年6月3日(月)~6月28日(金)**

センターホームページ (<http://www1.gifu-u.ac.jp/~ciam/>) より申請書類をダウンロードし、必要書類をそろえてセンター事務局までお送りください。不明の点はセンター事務局までお問合せください。



## 受講資格

申請者は、官公庁等および建設業界の土木技術者とし、次の何れかの実務経験を有する方とします。

- (1) 官公庁等土木技術者  
官公庁等土木技術者のうち、社会資本の維持業務を2年以上経験している。または、それと同等以上の能力を有しているもの。
- (2) 建設業界技術者  
建設業界で活躍する技術者のうち、社会資本の点検・調査、構造物の新設・補修・補強に係わる設計・施工管理業務を主体的な立場で実施した経験を3年以上有するもので、協会等の推薦があるもの。
- (3) その他  
上記(1)あるいは(2)の要件を個別に満たしていないが、複数の所属機関における実務経験により、同等の要件を満たすと審査委員会で認められたもの

また、養成講座は大学院講義として位置づけられているため、日本の大学を卒業したもの、あるいはそれと同等以上の学力があるものとされています。そのため、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校等を卒業した技術者に関しては、面接による個別の資格審査により資格確認をさせていただきます。詳細は、事務局にお問い合わせいただくか、「募集要項」あるいは、岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターのウェブサイトをご覧ください。

## ME認定のメリット

- 岐阜県では平成28年度より、MEを活用した点検修繕業務委託が行われています。
- 国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格（鋼橋・コンクリート橋・トンネルの点検・診断）」として認められており、業務を受注する場合に有利となることがあります。

## 専門実践教育訓練

本養成講座は、厚生労働大臣より教育訓練給付金の対象となる専門実践教育訓練の指定を受けています（平成28年4月1日付指定講座）。これにより受講生は雇用保険の被保険者であった期間等に応じて、本養成講座の受講に関わる経費の一部が助成される可能性があります。詳細について知りたい方は、事務局までお問い合わせください。

## ME養成講座受講に関わるよくある質問

Q1 養成講座の一部を他の業務のために欠席して、後日補習講義を受けることはできるのか？

補習講義の受講はやむを得ない場合を除いて認められません。やむを得ない場合とは、以下に限られます。

- ① 3親等以内の事故、病気、死亡などにより、講座の受講が困難な場合
- ② 受講者本人の急な病気により、講座の受講が困難な場合
- ③ その他やむを得ないとセンター長が判断した場合

Q2 大学を卒業していなくても受講できるのか？

養成講座は大学院講義に位置づけられているため、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校等を卒業された技術者の方に対しては、別途面接により資格確認をいたします。詳しくはセンター事務局までご相談ください。

Q3 現在、転職を考えている場合であっても受講できるのか？

以下に示すような場合で、受講継続が適切でないとセンター長が判断した場合には、受講者の受講資格を停止します。

- ① 養成期間中に所属機関を退職した場合
- ② 欠席が多く、補習講座を受けた場合でも全講座の受講が困難な場合
- ③ その他受講者としてふさわしくない事由が生じた場合

Q4 岐阜大学まで通うことができないが宿泊施設はあるのか？

遠方からの受講者で、通学することが厳しい場合、学内の宿泊施設（有料ですが安価）をご紹介します。ただし、満室により確保できない場合もあります。

岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 工学部E316）  
(<http://www1.gifu-u.ac.jp/~ciam/>) Tel. & Fax.:058-293-2419 E-mail: [ciam-secretary@gifu-u.ac.jp](mailto:ciam-secretary@gifu-u.ac.jp)